

阿賀野市条例第 2 1 号

阿賀野市手数料条例の一部を改正する条例

阿賀野市手数料条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 6 号を削り、第 3 7 号を第 3 6 号とし、第 3 8 号から第 4 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。